

2000年世界農林業センサス要綱

平成15年7月

農 林 水 産 省

2000年世界農林業センサス要綱

目 次

第1章	総則	-----	1
第2章	調査の準備	-----	4
第3章	農業事業体調査	-----	7
第4章	農業サービス事業体調査	-----	10
第5章	農業集落調査	-----	12
第6章	林業事業体調査	-----	14
第7章	林業サービス事業体等調査	-----	17
第8章	林業地域調査	-----	19
第9章	結果の公表及び関係書類の保存	-----	21
第10章	補則	-----	23

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この要綱の定めるところにより行う調査（以下「調査」という。）は、平成12年を調査年とする農林業センサス（指定統計第26号。以下「2000年世界農林業センサス」という。）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関の提唱する2000年世界農業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

第 2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号。以下「規則」という。）に基づいて行う。

第 3 定 義

- 1 この要綱で「農業」とは、耕種、養畜（養きん及び養ほうを含む。）又は養蚕の事業をいう。
- 2 この要綱で「農業事業体」とは、次の各号の一に該当する規模の農業を行う世帯その他の事業所をいう。
 - (1) 経営耕地面積が10アール以上であること。
 - (2) 調査期日（第5の規定による調査期日をいう。以下同じ。）前1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上であること。
- 3 この要綱で「農家」とは、世帯である農業事業体をいう。
- 4 この要綱で「農業サービス事業体」とは、委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）をいう。
- 5 この要綱で「農業集落」とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。
- 6 この要綱で「林業事業体」とは、所有権又は所有権以外の権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が1ヘクタール以上の世帯、法人、法人以外の団体及びその他これらの権原を有する者の集まり並びに国をいう。
- 7 この要綱で「林家」とは、世帯である林業事業体をいう。
- 8 この要綱で「林業サービス事業体等」とは、委託を受けて育林若しくは素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所をいう。
- 9 この要綱で「林業地域」とは、その地域内において共通の自然的及び経済的な立地条件の下に林業が行われると認められる地域として第12の2の規定により認定されたものをいう。

第4 調査の種類

- 1 調査は、農業調査及び林業調査とする。
- 2 農業調査は、農業事業体調査、農業サービス事業体調査及び農業集落調査とする。
- 3 林業調査は、林業事業体調査、林業サービス事業体等調査及び林業地域調査とする。

第5 調査期日

調査は、平成12年2月1日（林業地域調査にあつては、平成12年8月1日）現在によつて行ふ。ただし、沖縄県にあつては、平成11年12月1日（林業地域調査にあつては、平成12年8月1日）現在によつて行ふ。

第6 調査の機関

- 1 農業事業体調査及び林業事業体調査に関する事務（以下「事業体調査事務」という。）は、農林水産省経済局統計情報部長（以下「統計情報部長」という。）、都道府県知事（以下「知事」という。）及び市区町村長が行ふ。
- 2 農業サービス事業体調査、農業集落調査、林業サービス事業体等調査及び林業地域調査に関する事務は、統計情報部長、地方農政局統計情報事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道統計情報事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「事務所長」という。）及び地方農政局統計情報事務所出張所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局統計情報出張所長、北海道にあつては北海道統計情報事務所出張所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長統計情報出張所長とし、地方農政局統計情報事務所地域情報課長及び北海道統計情報事務所地域情報課長（以下「地域情報課長」という。）を含む。以下「出張所長」という。）が行ふ。
- 3 知事は、第1項の市区町村長が行ふ事業体調査事務の実施について、市区町村長を指揮監督する。

第7 統計調査員

- 1 事業体調査事務に従事させるため、市区町村の区域ごとに、統計法第12条第1項の統計調査員を置く。
- 2 前項の統計調査員は、2000年世界農林業センサス指導員（以下「指導員」という。）及び2000年世界農林業センサス調査員（以下「調査員」という。）とする。
- 3 調査員は、指導員の指導を受けて、農家及び林家についての事業体調査事務に従事する。
- 4 指導員は、農家以外の農業事業体及び林家以外の林業事業体（国、財産区以外の地方公共団体及び特別の法律により設立された法人（以下「特殊法人」という。）を除く。）についての事業体調査事務に従事するとともに、調査員の事務の執行を指導する。
- 5 指導員及び調査員は、統計情報部長の定めるところにより知事が任命し、市区町村長の指揮監督を受けるものとする。
- 6 知事は、指導員及び調査員に対し、統計情報部長の定めるその身分を示す証票を交付する。

第 8 申告義務

- 1 農業事業体を代表する者は、第14の第2項の農家調査票又は農家以外の農業事業体調査票に掲げる調査事項について申告しなければならない。
- 2 農業サービス事業体を代表する者は、第22の第2項の農業サービス事業体調査票に掲げる調査事項について申告しなければならない。
- 3 林業事業体を代表する者は、第36の第2項の林家調査票又は林家以外の林業事業体調査票に掲げる調査事項について申告しなければならない。
- 4 林業サービス事業体等を代表する者は、第44の第2項の林業サービス事業体等調査票に掲げる調査事項について申告しなければならない。

第 9 実地調査

- 1 調査の事務に従事する者は、統計法第13条の規定により、調査のために必要な場所に立ち入り、第14、第22、第29、第36、第44又は第50の2に規定する調査事項について検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の権限を行使する者に対し、あらかじめ統計法第13条後段に規定する証票を交付する。

第2章 調査の準備

第10 農業集落の区域の認定及び調査区の設定

- 1 知事は、平成11年8月1日現在で、規則に基づいて平成7年を調査年とする農林業センサス(指定統計第26号)を作成するために行われた調査(以下「1995年農業センサス」という。)に際して定められた農業集落の区域を、原則として2000年世界農林業センサスの農業集落の区域として認定する。
- 2 知事は、平成11年8月1日現在で、1995年農業センサスに際して定められた調査区を基に、農業事業体調査のうち農家に係るもの(以下「農家調査」という。)において、1人の調査員が担当するのに適当と認められる区域として補正したものを、2000年世界農林業センサスの調査区として設定する。
- 3 市区町村長は、農業集落の区域の認定及び調査区の設定に関する案を作成し、これに基づいて出張所長と協議の上、平成11年8月1日現在で統計情報部長が定める農業集落及び調査区新旧対照表(以下「新旧対照表」という。)の案4部、統計情報部長が定める農業集落及び調査区数報告表(以下「報告表」という。)の案2部並びに統計情報部長が定める市区町村分割地図(以下「分割地図」という。)の案3部を作成し、そのうち、新旧対照表の案3部、報告表の案1部及び分割地図の案2部を同年9月10日までに知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定により提出された新旧対照表の案、報告表の案及び分割地図の案を審査し、事務所長と協議の上、平成11年9月30日までに第1項の規定による農業集落の区域の認定及び第2項の規定による調査区の設定を行う。
- 5 知事は、農業集落の区域の認定及び調査区の設定を行ったときは、新旧対照表3部、報告表3部及び分割地図2部を作成し、そのうちの報告表1部を平成11年9月30日までに統計情報部長に提出するとともに、当該認定及び設定につき遅滞なく事務所長及び市区町村長に通知する。知事が事務所長に通知する場合においては、当該認定を示す通知とともに、設定に係る新旧対照表2部並びに分割地図及び報告表各1部を添えるものとする。
- 6 市区町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知の内容に基づき新旧対照表の案、報告表の案及び分割地図の案を補正する。
- 7 知事は、市区町村長が農家調査の結果を利用する上で必要があると認めるときは、農業集落の区域を区分して、当該調査の結果の集計の単位となる地域(以下「集計単位地域」という。)を設定することができる。この場合における設定の手続は、第4項の規定による農業集落の区域の認定及び調査区の設定の手続に準ずるものとする。

第11 不在林業事業体名の通知及び報告

- 1 市区町村長は、第12の規定により林業事業体調査に係る照査表を作成するための予備作業として、平成11年8月1日現在で、当該市区町村の区域内に保有山林がある林業事業体(国、財産区以外の地方公共団体及び特殊法人を除く。第2項、第3項及び第12の第7項において同じ。)で当該市区町村の区域内に住所を有しないものについて、別表1に定める不在者名通知票(様式準第1号)を作成し、これに基づいて統計

情報部長が定める不在者名通知票集計表 2 部を作成し、そのうちの 1 部及び不在者名通知票を、同月15日までに知事に提出する。

ただし、当該市区町村の区域内の保有山林の各筆の面積（不動産登記法（明治32年法律第24号）の規定により土地登記簿に表示の登記がなされている山林にあっては当該土地登記簿の一用紙に登記されている山林の面積、それ以外の山林にあっては1筆の範囲を、林道、尾根、崖等により判然と区画された山林の面積をいう。）がいずれも30アールに満たない場合はこの限りでない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された不在者名通知票集計表に基づき、不在者名通知票集計表 2 部を作成し、そのうちの 1 部を平成11年 9 月30日までに農林水産大臣に提出するとともに、前項の規定により提出された不在者名通知票のうち当該都道府県以外の都道府県の区域内に住所を有する林業事業体に係るものを、平成11年 9 月15日までに当該林業事業体の住所地を管轄する知事に送付する。
- 3 知事は、前 2 項の規定により提出され、又は送付された不在者名通知票のうち、当該都道府県の区域内に住所を有する林業事業体に係るものを、平成11年 9 月30日までに当該林業事業体の住所地を管轄する市区町村長に送付する。

第12 照査表の作成

- 1 農林水産大臣は、1995年農業センサス要綱（平成 6 年 6 月24日付け 6 統第465号農林水産事務次官依命通達。以下同じ。）第17の第 3 項の規定により作成された世帯用照査表を収録した磁気テープを複製するとともに、同要綱第19の第 3 項の規定により作成された農家以外の農業事業体用照査表を収録した磁気テープ及び同要綱第26の第 1 項の規定により作成された農業サービス事業体用照査表を収録した磁気テープに基づき、別表 1 に定める農家以外の農業事業体用照査表（様式準第 2 号）及び農業サービス事業体用照査表（様式準第 3 号）を作成する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により複製した世帯用照査表を収録した磁気テープ及び同項の規定により作成した農家以外の農業事業体用照査表を知事に送付するとともに、同項の規定により作成した農業サービス事業体用照査表を事務所長に送付する。
- 3 知事は、前項の規定により送付された世帯用照査表を収録した磁気テープに基づき、統計情報部長が送付するプログラムに従って、統計情報部長と協議の上、電算処理を行い、別表 1 に定める世帯用照査表（様式準第 4 号）を作成し、世帯用照査表及び前項の規定により送付された農家以外の農業事業体用照査表を、市区町村長に送付する。
- 4 市区町村長は、第11の第 3 項の規定により送付された不在者名通知票、前項の規定により送付された世帯用照査表及び農家以外の農業事業体用照査表、不動産登記簿、その他必要と認められる資料に基づき、平成11年12月 1 日（沖縄県にあっては、平成11年11月 1 日）現在で世帯用照査表、農家以外の農業事業体用照査表及び別表 1 に定める林家以外の林業事業体用照査表（様式準第 5 号）を作成する。
- 5 世帯用照査表は、当該市区町村の区域内に住所を有するすべての農家及び林家について作成する。
- 6 農家以外の農業事業体用照査表は、当該市区町村の区域内に住所を有するすべての農家以外の農業事業体について作成する。
- 7 林家以外の林業事業体用照査表は、当該市区町村の区域内に住所を有するすべての

林家以外の林業事業体について作成する。

- 8 市区町村長は、第4項の規定により作成した照査表の作成後調査期日までに調査客体の新たな出現又は消滅を認めた時は、照査表を補正する。
- 9 市区町村長は、平成12年2月1日（沖縄県にあっては平成11年12月1日）現在で農業事業体調査及び林業事業体調査の結果により、第4項の規定により作成した照査表を補正し、補正後の世帯用照査表の写し1部並びに農家以外の農業事業体用照査表及び林家以外の林業事業体用照査表の写し各2部を、知事にその定める期日までに提出する。
- 10 事務所長は、第2項の規定により送付された農業サービス事業体用照査表を出張所長に送付する。
- 11 出張所長は、平成11年8月1日現在で、前項の規定により送付された農業サービス事業体用照査表及び別表1に定める林業サービス事業体等用照査表（様式準第6号）を作成する。
- 12 農業サービス事業体用照査表は、当該出張所の管轄区域内に住所を有するすべての農業サービス事業体について作成する。
- 13 林業サービス事業体等用照査表は、当該出張所の管轄区域内に住所を有するすべての林業サービス事業体等について作成する。
- 14 出張所長は、第11項の規定により作成した照査表の作成後調査期日までに調査客体の新たな出現又は消滅を認めた時は、照査表を補正する。
- 15 出張所長（地域情報課長を除く。）は、平成12年2月1日（沖縄県にあっては、平成11年12月1日）現在で、農業サービス事業体調査及び林業サービス事業体等調査の結果により、第11項の規定により作成した照査表を補正し、それぞれ、補正後の照査表の写し2部を事務所長にその定める期日までに提出する。
- 16 地域情報課長は、平成12年2月1日現在で、農業サービス事業体調査及び林業サービス事業体等調査の結果により、第11項の規定により作成した照査表を補正する。

第12の2 林業地域の認定

- 1 事務所長は、平成12年7月1日現在で、統計情報部長が定める基準及び方法により原則として市区町村の区域を林業地域として認定するものとする。
- 2 事務所長は、林業地域の認定を完了した時は、統計情報部長が定める林業地域認定報告表2部を作成し、そのうちの1部を統計情報部長にその定める期日までに提出する。

第3章 農業事業体調査

第13 調査客体

- 1 農家調査は、すべての農家について行う。
- 2 農業事業体調査のうち農家以外の農業事業体に係るもの（以下「農家以外の農業事業体調査」という。）は、農家以外の農業事業体のうち、当該農業事業体の経営目的が試験研究（会社等の実験農場等を含む。）厚生、教育等営利を目的としない農業を行う事業体を除いたものについて行う。

第14 調査事項

- 1 農業事業体調査は、次に掲げる事項について行う。ただし、経営耕地面積が30アール未満で、調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が50万円未満の農家にあつては、次の(4)、(5)及び(6)を除く事項について行う。
 - (1) 農家にあつては世帯員の状態、農家以外の農業事業体にあつてはその経営の態様に関する事項
 - (2) 農業労働に関する事項
 - (3) 耕地（当該農業事業体が所有する耕地で当該農業事業体以外の者が行う農業の用に供されているものを含む。以下同じ。）及びその他の土地（当該農業事業体が所有権又は所有権以外の権原に基づいて使用するものに限る。以下同じ。）に関する事項
 - (4) 家畜（家きん及びみつばちを含む。以下同じ。）及び蚕に関する事項
 - (5) 農業用の機械及び施設に関する事項
 - (6) 農業生産物に関する事項
 - (7) その他農業事業体の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、別表1に定める農家調査票（詳細調査）都府県用（沖縄県を除く）（様式調第1号）、農家調査票（簡略調査）都府県用（沖縄県を除く）（様式調第2号）、農家調査票（詳細調査）北海道用（様式調第3号）、農家調査票（簡略調査）北海道用（様式調第4号）、農家調査票（詳細調査）沖縄県用（様式調第5号）及び農家調査票（簡略調査）沖縄県用（様式調第6号）（以下「農家調査票」と総称する。）並びに農家以外の農業事業体調査票（様式調第7号）に記載するところによる。

第15 調査方法

農業事業体調査は、第14の第2項の農家調査票又は農家以外の農業事業体調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。

第16 調査の実施

- 1 調査員は、担当する農家について第14の第2項の農家調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめ、市区町村長が定める期日までに指導員に提出する。

- 2 指導員は、前項の規定により提出された農家調査票を審査し、不備な点を認めるときは、調査員に再調査を行わせることにより補正し、市区町村長にその定める期日までに提出する。
- 3 指導員は、担当する農家以外の農業事業体について第14の第2項の農家以外の農業事業体調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめ、市区町村長にその定める期日までに提出する。
- 4 市区町村長は、前2項の規定により提出された農家調査票及び農家以外の農業事業体調査票を審査し、不備な点を認めるときは指導員又は調査員に再調査を行わせることにより補正する。
- 5 調査員、指導員、市区町村長及び知事は、前4項、第18の第1項又は第19の第1項の規定により提出された農家調査票及び農家以外の農業事業体調査票の全部又は一部を紛失し、滅失し、又はき損した場合は、速やかに再調査を行い、又は行わせなければならない。

第17 集計事項

- 1 農業事業体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 農家にあつては世帯員の状態、農家以外の農業事業体にあつては経営の態様に関する事項
 - (2) 農業労働に関する事項
 - (3) 耕地及びその他の土地に関する事項
 - (4) 家畜及び蚕に関する事項
 - (5) 農業用の機械及び施設に関する事項
 - (6) 農業生産物に関する事項
 - (7) その他農業事業体の現況を明らかにするために必要な事項
- 2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第18 審査、集計及び報告

- 1 市区町村長は、第16の第2項の規定により提出された農家調査票に基づき、統計情報部長が定める市区町村農家数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び農家調査票を、知事にその定める期日までに提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された市区町村農家数報告表に基づき、統計情報部長が定める都道府県農家数報告表及び都道府県農家数報告表を各2部作成し、それらのうちの1部を平成12年6月15日までに農林水産大臣に提出する。
- 3 知事は、第12の第9項の規定により提出された世帯用照査表及び第1項の規定により提出された農家調査票を審査し、統計情報部長が送付するプログラムに従って、統計情報部長と協議の上、電算処理を行い、別表3で定めるところにより、一覧表、結果表、農家名簿、世帯用照査表及びこれらを収録した磁気テープ（以下この項及び第5項において「結果表等」と総称する。）並びに農家調査票を収録した磁気テープを作成し、結果表等及び農家調査票を収録した磁気テープを、農林水産大臣、事務所長又は市区町村長に提出し、又は送付する。この場合における一覧表、結果表及び農家名簿の様式は、統計情報部長が定める。

- 4 知事は、統計情報部長が定めるところにより、前項の電算処理を第三者に行わせることができる。
- 5 第3項の結果表等及び農家調査票を収録した磁気テープは、統計情報部長が定める機種の子機に直接入力することができるものとする。
- 6 知事は、平成12年9月10日までに、第1項の規定により提出された農家調査票を、当該提出をした市区町村長に送付する。

第19 農家以外の農業事業体調査票の審査及び報告

- 1 市区町村長は、第16の第3項の規定により提出された農家以外の農業事業体調査票に基づき、統計情報部長が定める市区町村農家以外の農業事業体数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び農家以外の農業事業体調査票を、知事にその定める期日までに提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された農家以外の農業事業体調査票を審査し、その調査票及び同項の規定により提出された市区町村農家以外の農業事業体数報告表に基づき、統計情報部長が定める都道府県農家以外の農業事業体数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び農家以外の農業事業体調査票並びに第12の第9項の規定により提出された農家以外の農業事業体用照査表を、平成12年5月15日までに農林水産大臣に提出する。

第20 全国結果表等の作成等

- 1 農林水産大臣は、第18の第3項の規定により提出された結果表及び結果表を収録した磁気テープに基づき、農家調査に係る全国結果表及びこれを収録した磁気テープを作成する。
- 2 農林水産大臣は、第19の第2項の規定により提出された農家以外の農業事業体調査票、都道府県農家以外の農業事業体数報告表及び農家以外の農業事業体用照査表に基づき、農家以外の農業事業体調査に係る全国結果表、都道府県別結果表、市区町村別一覧表及び照査表（以下この項において「結果表等」と総称する。）並びに調査票及び結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定により作成した都道府県別結果表、市区町村別一覧表及び照査表を各1部並びに第19の第2項の規定により提出された農家以外の農業事業体調査票を、当該提出をした知事に送付する。
- 4 知事は、前項の規定により送付された農家以外の農業事業体調査票及び照査表を、速やかに、第19の第1項の規定により当該提出をした市区町村長に送付する。

第4章 農業サービス事業体調査

第21 調査客体

農業サービス事業体調査は、農業サービス事業体のうち農業事業体から委託を受けて農作業を行うもの（専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含み、農業施設維持管理のみを行うもの等を除く。）について行う。

第22 調査事項

- 1 農業サービス事業体調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 経営の態様に関する事項
 - (2) 農業サービス労働に関する事項
 - (3) 農業用の機械及び施設に関する事項
 - (4) 農作業に関する事項
 - (5) その他農業サービス事業体の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、別表1に定める農業サービス事業体調査票（様式調第8号）に記載するところによる。

第23 調査方法

農業サービス事業体調査は、第22の第2項の農業サービス事業体調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。

第24 調査の実施

出張所長は、担当する農業サービス事業体について第22の第2項の農業サービス事業体調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめる。

第25 集計事項

- 1 農業サービス事業体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 経営の態様に関する事項
 - (2) 農業サービス労働に関する事項
 - (3) 農業用の機械及び施設に関する事項
 - (4) 農作業に関する事項
 - (5) その他農業サービス事業体の現況を明らかにするために必要な事項
- 2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第26 審査及び報告

- 1 出張所長（地域情報課長を除く。）は、第24の規定により取りまとめた農業サービス事業体調査票に基づき、統計情報部長が定める農業サービス事業体数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び農業サービス事業体調査票を、事務所長にその定める期日までに提出する。

- 2 地域情報課長は、第24の規定により取りまとめた農業サービス事業体調査票に基づき、農業サービス事業体数報告表2部を作成する。
- 3 事務所長は、第24の規定により取りまとめられた農業サービス事業体調査票（第1項の規定により提出された農業サービス事業体調査票を除く。）、第1項の規定により提出された農業サービス事業体調査票及び農業サービス事業体数報告表並びに第2項の規定により作成された農業サービス事業体数報告表を審査し、不備な点を認めるときは出張所長に再調査を行わせることにより補正し、これに基づき農業サービス事業体数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び農業サービス事業体調査票並びに第12の第15項の規定により提出された、又は同第16項の規定により補正された農業サービス事業体用照査表を、平成12年5月20日までに農林水産大臣に提出する。

第27 全国結果表等の作成等

- 1 農林水産大臣は、第26の第3項の規定により提出された農業サービス事業体調査票、農業サービス事業体数報告表及び照査表に基づき、農業サービス事業体調査に係る全国結果表、都道府県別結果表、市区町村別一覧表及び照査表（以下この項において「結果表等」と総称する。）並びに調査票及び結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 2 農林水産大臣は、第26の第3項の規定により提出された農業サービス事業体調査票並びに前項の規定により作成した農業サービス事業体調査に係る都道府県別結果表1部、市区町村別一覧表2部及び照査表1部を、事務所長に送付する。
- 3 事務所長は、前項の規定により送付された農業サービス事業体調査に係る市区町村別一覧表1部及び照査表を、出張所長に送付する。

第5章 農業集落調査

第28 調査客体

農業集落調査は、すべての農業集落について行う。

第29 調査事項

- 1 農業集落調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 農業集落の自然的及び社会経済的な立地条件に関する事項
 - (2) 農業集落の構成及び機能に関する事項
 - (3) 農業集落における農業生産基盤の整備状況に関する事項
 - (4) 農業集落における土地及びその利用状況に関する事項
 - (5) その他農業集落の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、別表1に定める農業集落調査票（様式調第9号）に記載するところによる。

第30 調査方法

農業集落調査は、出張所職員の面接調査の方法により行う。

第31 調査の実施

出張所長は、第29の第1項の調査事項に関し、精通していると認められる者について調査を行い、農業集落調査票を作成する。

第32 集計事項

- 1 農業集落調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 農業集落の自然的及び社会経済的な立地条件に関する事項
 - (2) 農業集落の構成及び機能に関する事項
 - (3) 農業集落における農業生産基盤の整備状況に関する事項
 - (4) 農業集落における土地及びその利用状況に関する事項
 - (5) その他農業集落の現況を明らかにするために必要な事項
- 2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第33 審査及び報告

- 1 出張所長（地域情報課長を除く。）は、第31の規定により作成した農業集落調査票に基づき、統計情報部長が定める農業集落数報告表及び農家数がゼロの農業集落概況表各2部を作成し、それらのうち各1部及び農業集落調査票を、事務所長にその定める期日までに提出する。
- 2 地域情報課長は、第31の規定により作成した農業集落調査票に基づき、農業集落数報告表及び農家数がゼロの農業集落概況表各2部を作成する。
- 3 事務所長は、第31の規定により作成された農業集落調査票（第1項の規定により提出された農業集落調査票を除く。）、第1項の規定により提出された農業集落調査票、

農業集落数報告表及び農家数がゼロの農業集落概況表並びに第2項の規定により作成された農業集落数報告表及び農家数がゼロの農業集落概況表を審査し、不備な点を認めるときは出張所長に再調査を行わせることにより補正し、これに基づき農業集落数報告表及び農家数がゼロの農業集落概況表各2部を作成し、これら各1部及び農業集落調査票を、平成12年7月19日までに農林水産大臣に提出する。

第34 全国結果表等の作成等

- 1 農林水産大臣は、第33の第3項の規定により提出された農業集落調査票、農業集落数報告表及び農家数がゼロの農業集落概況表に基づき、農業集落調査に係る全国結果表、都道府県別結果表、新旧市区町村別一覧表及び農業集落別一覧表（以下この項において「結果表等」と総称する。）並びに調査票及び結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 2 農林水産大臣は、第18の第3項の規定により作成された農家調査農業集落別一覧表を収録した磁気テープ、前項の規定により作成した調査票を収録した磁気テープ、1990年世界農林業センサス要綱（平成2年6月11日付け2統第482号農林水産事務次官依命通達）第41の第2項の規定により作成された農業集落カードを収録した磁気テープ及び1995年農業センサス要綱第17の第3項の規定により作成された農家調査農業集落別一覧表を収録した磁気テープに基づき、これらを農業集落別に整理して農業集落カード及びこれを収録した磁気テープを作成するとともに、農業集落類型別全国結果表及び農業集落類型別都道府県別結果表並びにこれらを収録した磁気テープを作成する。
- 3 農林水産大臣は、前2項の規定により作成した農業集落調査に係る都道府県別結果表、農業集落類型別都道府県別結果表及び農業集落カード各2部、新旧市区町村別一覧表及び農業集落別一覧表各3部並びに農業集落調査票を、事務所長に送付する。
- 4 事務所長は、前項の規定により送付された農業集落調査に係る都道府県別結果表、新旧市区町村別一覧表及び農業集落別一覧表並びに農業集落類型別都道府県別結果表各1部を知事に、農業集落調査に係る新旧市区町村別一覧表及び農業集落別一覧表並びに農業集落カード各1部を、出張所長に送付する。
- 5 知事は、前項の規定により送付された農業集落調査に係る農業集落別一覧表を、速やかに市区町村長に送付する。

第 6 章 林業事業体調査

第35 調査客体

林業事業体調査は、林業事業体のうち保有山林の面積が、林家にあっては3ヘクタール以上、林家以外の林業事業体にあっては10ヘクタール以上のものについて行う。

第36 調査事項

- 1 林業事業体調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 経営の態様に関する事項
 - (2) 林業労働に関する事項
 - (3) 山林（保有山林以外の所有山林を含む。以下同じ。）に関する事項
 - (4) 育林及び伐採に関する事項
 - (5) 林産物に関する事項
 - (6) その他林業事業体の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、別表1に定める林家調査票（様式調第10号）及び林家以外の林業事業体調査票（様式調第11号）に記載するところによる。

第37 調査方法

林業事業体調査は、第36の第2項の林家調査票又は林家以外の林業事業体調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。

第38 調査の実施

- 1 調査員は、担当する林家について第36の第2項の林家調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめ、市区町村長が定める期日までに指導員に提出する。
- 2 指導員は、前項の規定により提出された林家調査票を審査し、不備な点を認めるときは、調査員に再調査を行わせることにより補正し、市区町村長にその定める期日までに提出する。
- 3 指導員は、担当する林家以外の林業事業体について第36の第2項の林家以外の林業事業体調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめ、市区町村長にその定める期日までに提出する。
- 4 市区町村長は、前2項の規定により提出された林家調査票及び林家以外の林業事業体調査票を審査し、不備な点を認めるときは指導員又は調査員に再調査を行わせることにより補正する。
- 5 国、財産区以外の地方公共団体及び特殊法人が林業事業体である場合には、当該国の機関及び財産区以外の地方公共団体の長（市区町村の組合にあっては管理者）並びに特殊法人の代表者は、第36の第2項の林家以外の林業事業体調査票を作成する。
- 6 調査員、指導員、国の機関、財産区以外の地方公共団体の長（市区町村の組合にあっては管理者）及び特殊法人の代表者は、前5項、第40の第1項又は第41の第1項の規定により作成し、又は提出された林家調査票及び林家以外の林業事業体調査票の全

部又は一部を紛失し、滅失し、又はき損した場合は、速やかに再調査を行い、又は行わせなければならない。

第39 集計事項

- 1 林業事業体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 経営の態様に関する事項
 - (2) 林業労働に関する事項
 - (3) 山林に関する事項
 - (4) 育林及び伐採に関する事項
 - (5) 林産物に関する事項
 - (6) その他林業事業体の現況を明らかにするために必要な事項
- 2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第40 審査、集計及び報告

- 1 市区町村長は、第38の第2項の規定により提出された林家調査票に基づき、統計情報部長が定める市区町村林家数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び林家調査票を、知事にその定める期日までに提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された市区町村林家数報告表に基づき、統計情報部長が定める都道府県林家数報告表2部を作成し、そのうちの1部を平成12年6月15日までに農林水産大臣に提出する。
- 3 知事は、第1項の規定により提出された林家調査票を審査し、統計情報部長が送付するプログラムに従って、統計情報部長と協議の上、電算処理を行い、別表3で定めるところにより、一覧表、結果表、林家名簿及びこれらを収録した磁気テープ（以下この項及び第5項において「結果表等」と総称する。）並びに林家調査票を収録した磁気テープを作成し、結果表等及び林家調査票を収録した磁気テープを、農林水産大臣、事務所長又は市区町村長に提出し、又は送付する。この場合における一覧表、結果表及び林家名簿の様式は、統計情報部長が定める。
- 4 知事は、統計情報部長が定めるところにより、前項の電算処理を第三者に行わせることができる。
- 5 第3項の結果表等及び林家調査票を収録した磁気テープは、統計情報部長が定める機種の子機に直接入力することができるものとする。
- 6 知事は、平成12年9月10日までに、第1項の規定により提出された林家調査票を、当該提出をした市区町村長に送付する。

第41 林家以外の林業事業体の審査及び報告

- 1 市区町村長は、第38の第3項の規定により提出された林家以外の林業事業体調査票及び同第5項の規定により作成された林家以外の林業事業体調査票（国、都道府県及び特殊法人に係る調査票を除く。）に基づき、統計情報部長が定める市区町村林家以外の林業事業体数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び林家以外の林業事業体調査票を、知事にその定める期日までに提出する。

- 2 知事は、前項の規定により提出された林家以外の林業事業体調査票を審査し、その調査票、同項の規定により提出された市区町村林家以外の林業事業体数報告表及び第38の第5項の規定により作成された林家以外の林業事業体調査票（国、市区町村及び特殊法人に係る調査票を除く。）に基づき、統計情報部長が定める都道府県林家以外の林業事業体数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び林家以外の林業事業体調査票並びに第12の第9項の規定により提出された林家以外の林業事業体用照査表を、平成12年5月15日までに農林水産大臣に提出する。
- 3 第38の第5項の規定により調査票を作成した国の機関の長又は特殊法人の代表者は、平成12年9月10日までに、これを農林水産大臣に提出する。

第42 全国結果表等の作成等

- 1 農林水産大臣は、第40の第3項の規定により提出された結果表及び結果表を収録した磁気テープに基づき、林家調査に係る全国結果表及びこれを収録した磁気テープを作成する。
- 2 農林水産大臣は、第41の第2項の規定により提出された林家以外の林業事業体調査票、都道府県林家以外の林業事業体数報告表、林家以外の林業事業体用照査表及び同第3項の規定により提出された調査票に基づき、林家以外の林業事業体調査に係る全国結果表、都道府県別結果表、市区町村別一覧表及び照査表（以下この項において「結果表等」と総称する。）並びに調査票及び結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定により作成した都道府県別結果表、市区町村別一覧表及び照査表を各1部並びに第41の第2項の規定により提出された林家以外の林業事業体調査票を、当該提出をした知事に送付する。
- 4 知事は、前項の規定により送付された林家以外の林業事業体調査票及び照査表を、速やかに、第41の第1項の規定により当該提出をした市区町村長に送付する。

第7章 林業サービス事業体等調査

第43 調査客体

林業サービス事業体等調査は、林業サービス事業体等のうち、調査期日前1年間に委託を受けて育林を行ったもの又は委託を受けて若しくは立木を購入して素材生産を行う事業体であって調査期日前1年間における素材生産量が50立方メートル以上のものについて行う。

第44 調査事項

- 1 林業サービス事業体等調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 経営の態様に関する事項
 - (2) 林業サービス等労働に関する事項
 - (3) 林業用の機械に関する事項
 - (4) 育林及び素材生産に関する事項
 - (5) その他林業サービス事業体等の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、別表1に定める林業サービス事業体等調査票（様式調第12号）に記載するところによる。

第45 調査方法

林業サービス事業体等調査は、第44の第2項の林業サービス事業体等調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。

第46 調査の実施

出張所長は、担当する林業サービス事業体等について第44の第2項の林業サービス事業体等調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめる。

第47 集計事項

- 1 林業サービス事業体等調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 経営の態様に関する事項
 - (2) 林業サービス等労働に関する事項
 - (3) 林業用の機械に関する事項
 - (4) 育林及び素材生産に関する事項
 - (5) その他林業サービス事業体等の現況を明らかにするために必要な事項
- 2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第48 審査及び報告

- 1 出張所長（地域情報課長を除く。）は、第46の規定により取りまとめた林業サービス事業体等調査票に基づき、統計情報部長が定める林業サービス事業体等数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び林業サービス事業体等調査票を、事務所長にその定める期日までに提出する。

- 2 地域情報課長は、第46の規定により取りまとめた林業サービス事業体等調査票に基づき、林業サービス事業体等数報告表2部を作成する。
- 3 事務所長は、第46の規定により取りまとめられた林業サービス事業体等調査票（第1項の規定により提出された林業サービス事業体等調査票を除く。）第1項の規定により提出された林業サービス事業体等調査票及び林業サービス事業体等数報告表並びに第2項の規定により作成された林業サービス事業体等数報告表を審査し、不備な点を認めるときは出張所長に再調査を行わせることにより補正し、これに基づき林業サービス事業体等数報告表2部を作成し、そのうちの1部及び林業サービス事業体等調査票並びに第12の第15項の規定により提出された、又は同第16項の規定により補正された林業サービス事業体等用照査表を、平成12年5月20日までに農林水産大臣に提出する。

第49 全国結果表等の作成等

- 1 農林水産大臣は、第48の第3項の規定により提出された林業サービス事業体等調査票、林業サービス事業体等数報告表及び照査表に基づき、林業サービス事業体等調査に係る全国結果表、都道府県別結果表、市区町村別一覧表及び照査表（以下この項において「結果表等」と総称する。）並びに調査票及び結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 2 農林水産大臣は、第48の第3項の規定により提出された林業サービス事業体等調査票、前項の規定により作成した林業サービス事業体等調査に係る都道府県別結果表1部、市区町村別一覧表2部及び照査表1部を、事務所長に送付する。
- 3 事務所長は、前項の規定により送付された林業サービス事業体等調査に係る市区町村別一覧表1部及び照査表を、出張所長に送付する。

第 8 章 林業地域調査

第50 調査客体

林業地域調査は、すべての林業地域について行う。

第50の 2 調査事項

- 1 林業地域調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 林業地域の自然的及び社会経済的な立地条件
 - (2) 林業地域における林野の構成
 - (3) 林業地域における森林の公益的機能の維持増進を図るための取組の状況
 - (4) その他林業地域の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、別表 1 に定める林業地域調査票 A (様式調第13号)及び林業地域調査票 B (様式調第14号)(以下「林業地域調査票」と総称する。)に記載するところによる。

第50の 3 調査方法

林業地域調査は、第50の 2 の第 2 項の林業地域調査票 A を配布して行う自計申告調査の方法、林業地域調査票 B による出張所の職員の面接調査の方法並びに林野庁の関係書類を活用する方法により行う。

第50の 4 調査の実施

- 1 出張所長は、都道府県に対して第50の 2 の第 2 項の林業地域調査票 A を配布し都道府県により記入された調査票を取りまとめる。
- 2 出張所長は、国の機関、都道府県、市区町村、特殊法人及び森林組合に対して面接調査の方法により調査を行い、第50の 2 の第 2 項の林業地域調査票 B を作成する。
- 3 経済局統計情報部構造統計課長は、第 1 項によって取りまとめられた林業地域調査票 A に、林野庁の関係書類を活用する方法によって調査した事項を記入して、調査票を作成する。

第50の 5 集計事項

- 1 林業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 保有形態別林野面積
 - (2) 林種別森林面積
 - (3) 森林蓄積
 - (4) 森林の公益的機能の維持増進を図るための取組の状況
 - (5) その他
- 2 前項の集計事項の細目は、別表 2 に記載するところによる。

第50の 6 審査及び報告

- 1 出張所長（地域情報課長を除く。）は、第50の4の第1項の規定により取りまとめた林業地域調査票A及び第50の4の第2項の規定により作成した林業地域調査票Bを事務所長にその定める期日までに提出する。
- 2 事務所長は、第50の4の第1項の規定により取りまとめられ、及び第50の4の第2項の規定により作成された林業地域調査票（第1項の規定により提出された林業地域調査票を除く。）並びに第1項の規定により提出された林業地域調査票を審査し、不備な点を認めたときは、出張所長に再調査を行わせることにより補正し、農林水産大臣に平成12年10月31日までに提出する。
- 3 統計情報部長は、第50の4の第3項により作成した林業地域調査票Aを農林水産大臣に平成12年10月31日までに提出する。

第50の7 全国結果表等の作成等

- 1 農林水産大臣は、第50の6の第2項及び第3項の規定により提出された林業地域調査票に基づき、林業地域調査に係る全国結果表、都道府県別結果表及び新旧市区町村別一覧表（以下この項において「結果表等」と総称する。）並びに調査票及び結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により作成した林業地域調査に係る国結果表等を事務所長及び知事にそれぞれ1部を送付する。

第9章 結果の公表及び関係書類の保存

第51 結果の公表

- 1 農林水産大臣は、第20の第1項及び第2項、第27の第1項、第34の第1項、第42の第1項及び第2項並びに第49の第1項の規定により作成した全国結果表の概要については、平成12年11月30日までに、第50の7の第1項の規定により作成した全国結果表の概要については、平成13年3月15日までに公表し、それらの詳細については逐次刊行物として公表する。
- 2 第34の第2項の規定により作成した農業集落カードについては、磁気テープ等に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。この場合において、公表の細目については、統計情報部長が定める。
- 3 知事は、第18の第3項及び第40の第3項の規定により農林水産大臣に一覧表及び結果表を提出した後に、統計情報部長の承認を得て、その全部又は一部を刊行物により公表することができる。この場合においては、知事は、その公表後速やかに、その刊行物5部を統計情報部長に提出する。
- 4 知事は、統計情報部長の承認を得て、第20の第3項及び第42の第3項の規定により送付された都道府県別結果表及び市区町村別一覧表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合においては、知事は、その公表後速やかに、その刊行物5部を統計情報部長に提出する。
- 5 市区町村長は、知事の承認を得て、第18の第3項及び第40の第3項の規定により送付された一覧表及び結果表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合においては、市区町村長は、その公表後速やかに、その刊行物5部を知事に送付する。
- 6 知事は、前項の規定により提出された刊行物のうち1部を、遅滞なく統計情報部長に提出する。
- 7 事務所長は、統計情報部長の承認を得て、第27の第2項、第49の第2項又は第50の7の規定により送付された農業サービス事業体調査、林業サービス事業体等調査及び林業地域調査に係る都道府県別結果表及び市区町村別一覧表の全部又は一部並びに第34の第3項の規定により送付された農業集落調査に係る都道府県別結果表、新旧市区町村別一覧表及び農業集落別一覧表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合においては、事務所長は、その公表後速やかに、その刊行物5部を統計情報部長に提出する。
- 8 出張所長（地域情報課長を除く。）は、事務所長の承認を得て、第27の第3項又は第49の第3項の規定により送付された農業サービス事業体調査及び林業サービス事業体等調査に係る市区町村別一覧表の全部又は一部並びに第34の第4項の規定により送付された農業集落調査に係る新旧市区町村別一覧表及び農業集落別一覧表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合においては、出張所長は、その公表後速やかに、その刊行物5部を事務所長に提出する。
- 9 統計情報部長は、必要と認めるときは第18の第3項、第20の第2項、第27の第1項、第42の第2項及び第49の第1項の照査表を収録した磁気テープについて、別に定める

手続きにより集計し、その結果を公表することができる。

第52 関係書類等の保存

- 1 関係書類等の保存は、別表4に掲げるところによる。
- 2 前項の関係書類等の保存期間の始期は、平成13年1月1日（林業地域調査関係書類にあっては、平成14年1月1日）とする。
- 3 知事は、調査期日から2年を経過した後において、農林水産大臣の承認を得て、市区町村長に代わって、農家調査票、農家以外の農業事業体調査票、林家調査票及び林家以外の林業事業体調査票（国、財産区以外の地方公共団体及び特殊法人に係るものを除く。）を保存することができる。この場合における知事の当該調査票の保存期間は、当該市区町村長が当該調査票を保存すべき期間の残存期間とする。

第10章 補 則

第53 抽出集計

農林水産大臣は、農家調査の全数集計による農業構造の把握を補完するため、抽出集計を行う。抽出集計の細目については、統計情報部長が定める。

第54 調査票等の使用

1 農林水産省大臣官房統計部、農林水産省大臣官房情報課、地方農政局統計部、地方農政局総務部情報推進課、沖縄総合事務局農林水産部統計調査課、沖縄総合事務局農林水産部農政課、北海道統計・情報事務所、取りまとめセンター（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号、以下「センサス規則」という。）第2条第12項に規定する「取りまとめセンター」をいう。）センター（規則第2条第10項に規定する「センター」をいう。以下同じ。）の職員並びに都道府県及び市区町村の統計主管課の職員及び農林業センサスの事務に従事する職員（以下「使用者」という。）は、農林業に関する調査客体の選定並びに農林業に関する統計資料の作成を行うことを目的として、次の各号に掲げるものを使用することができる。

ただし、使用者の属する機関が管轄する地域及び範囲に限る。

- (1) 第12の第5項、第6項、第7項、第12項及び第13項の照査表並びに第18の第3項、第20の第2項、第27の第1項、第42の第2項及び第49の第1項の照査表を収録した磁気テープ
 - (2) 農家調査票及び農家以外の農業事業体調査票並びに第18の第3項及び第20の第2項の農家調査票及び農家以外の農業事業体調査票を収録した磁気テープ（第55の第1項及び第3項の規定により複製したものを含む。）及び農家名簿
 - (3) 農業サービス事業体調査票及び第27の第1項の農業サービス事業体調査票を収録した磁気テープ
 - (4) 農業集落調査票及び第34の第1項の農業集落調査票を収録した磁気テープ
 - (5) 林家調査票及び林家以外の林業事業体調査票並びに第40の第3項及び第42の第2項の林家調査票及び林家以外の林業事業体調査票を収録した磁気テープ（第55の第1項及び第3項の規定により複製したものを含む。）及び林家名簿
 - (6) 林業サービス事業体等調査票及び第49の第1項の林業サービス事業体等調査票を収録した磁気テープ
- 2 前項の規定により、同項の照査表、調査票及び磁気テープ等の使用者は、使用前に使用目的、使用範囲、使用方法、使用期間、使用場所及び使用後の処置について農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）に届け出なければならない。ただし、統計部長が当該事項に関し指示したところに従って使用した場合には、この限りではない。

第55 磁気テープの複製、保存及び使用

1 知事は、統計部長の承認を得て、農家調査農業集落別一覧表、農家調査新旧市区町村別一覧表、農家調査旧市区町村別結果表、農家調査市区町村別結果表及び農家調査

都道府県別結果表を収録した磁気テープ並びに林家調査新旧市区町村別一覧表、林家調査旧市区町村別結果表、林家調査市区町村別結果表及び林家調査都道府県別結果表を収録した磁気テープを複製し若しくは保存し、当該複製若しくは保存に係る磁気テープを使用し、又は農家調査票、林家調査票及び世帯用照査表を収録した磁気テープを複製し若しくは保存することができる。

- 2 前項の磁気テープの保存の承認の申請は、第18の第3項及び第40の第3項の電算処理後遅滞なく行わなければならない。
- 3 知事は、統計部長が別に定めるところにより、統計部長の承認を得て、農家以外の農業事業体調査市区町村別一覧表及び都道府県別結果表を収録した磁気テープ並びに林家以外の林業事業体調査市区町村別一覧表及び都道府県別結果表を収録した磁気テープを複製したものを使用し若しくは保存し、又は農家以外の農業事業体調査票及び農家以外の農業事業体用照査表を収録した磁気テープ並びに林家以外の林業事業体調査票及び林家以外の林業事業体用照査表を収録した磁気テープを複製したものを保存することができる。
- 4 知事は、第1項及び第3項の規定により磁気テープを使用する場合は、第54の第2項の規定に準じて統計部長に届け出なければならない。

第56 農林水産省組織規則の改正に伴う措置

農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第62号）の施行に伴い、第52の1に規定する別表4中、保存責任者欄の「出張所長」を「センター長」に、「事務所長」を「取りまとめセンター長等」に読み替えて適用するものとする。

なお、この場合、「センター長」とは、センサス規則第2条第11項に規定する「センター長」を、「取りまとめセンター長等」とは、センサス規則第8条に規定する「取りまとめセンター長等」をいう。